



金沢市公報

第2653号

平成22年(2010年)4月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
●告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて ()	2
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	3
○住民票の職権削除について (市 民 課)	4
○生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指定について (生活支援課)	4
○生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定について ()	5
○兼用工作物の管理の方法を定めたことについて (道路管理課)	5
●公 告	
○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	6
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について ()	6
○土地区画整理組合の解散の認可について (市街地再生課)	6
○建築基準法の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定について (建築指導課)	6
●教育委員会告示	
○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	7
●監査公表	
○監査公表(第10号) (監査事務局)	7
●公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単 料金の算定について (経営企画課)	12
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単料金の算定について ()	13
●公営企業公告	
○下水道排水設備工事業者の指定の取消しにつ いて (企業総務課)	14

告 示

●金沢市告示第121号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したの
で、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成22年4月12日

金沢市長 山 出 保

1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場

金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
 金沢市営柿木島自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

自転車 129台
 原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成22年3月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号
 財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成22年4月12日から同年7月12日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市昭和町633番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第122号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年4月12日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	台 数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	22 台
	原動機付自転車	5 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	17 台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
芳齊1丁目地内	自 転 車	1 台
広坂2丁目地内	自 転 車	3 台
小坂町中地内	自 転 車	1 台
北塚町東地内	自 転 車	3 台
片町2丁目地内	自 転 車	6 台
粟崎町地内	自 転 車	1 台
新保本1丁目地内	自 転 車	1 台
西金沢3丁目地内	自 転 車	1 台
十一屋町地内	自 転 車	5 台
窪6丁目地内	自 転 車	6 台
油車地内	自 転 車	1 台

藤江南1丁目地内	自 転 車	1 台
田上町地内	自 転 車	3 台
入江3丁目地内	自 転 車	1 台
泉野出町3丁目地内	自 転 車	1 台
小立野2丁目地内	自 転 車	1 台
西念4丁目地内	自 転 車	1 台
西泉1丁目地内	自 転 車	4 台
片町1丁目地内	自 転 車	2 台
金石本町地内	自 転 車	1 台
安江町地内	自 転 車	2 台
菊川1丁目地内	自 転 車	1 台

2 自転車等を撤去し、保管した日

平成22年3月1日から同月31日まで

3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成22年4月12日から同年10月12日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年4月12日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
千田葵町会	代表者の氏名及び住所	水口 正圓 金沢市千田町口5番地1	知田 茂 金沢市千田町口36番地5	平成22年3月21日
米丸町親和会	代表者の氏名及び住所	干場 剛 金沢市米丸町26番地	鈴木 充 金沢市米丸町130番地	平成22年3月28日
八日市第2町会	代表者の氏名及び住所	柴田 修一 金沢市八日市2丁目253番地4	田井 良治 金沢市八日市2丁目381番地	平成22年4月1日
割出町会	代表者の氏名及び住所	吉田 健治 金沢市割出町9番地1	早見 義昭 金沢市割出町179番地3	平成22年4月1日
八日市第三西町会	代表者の氏名及び住所	鳩 敏生 金沢市八日市3丁目619番地1	吉浦 明 金沢市八日市3丁目263番地1	平成22年4月1日
上若松町会	代表者の氏名及び住所	中村 弘明 金沢市若松町上野33番地	中村 治 金沢市上若松町67番地	平成22年4月1日
窪町会	代表者の氏名及び住所	原 守 金沢市窪2丁目417番地1	田崎 光 金沢市窪2丁目402番地	平成22年4月1日
額新保3丁目町会	主たる事務所の所在地	金沢市額新保3丁目117番地11	金沢市額新保3丁目274番地1	平成22年4月1日
	代表者の氏名及び住所	長田 雅幸 金沢市額新保3丁目117番地11	平崎 俊行 金沢市額新保3丁目274番地1	

上中町会	主たる事務所の所在地	金沢市上中町ニ2番地5	金沢市上中町へ17番地	平成22年4月1日
	代表者の氏名及び住所	山本 茂樹 金沢市上中町ニ2番地5	大辺 喜久雄 金沢市上中町へ17番地	
森戸第二町会	代表者の氏名及び住所	宮口 仁志 金沢市森戸1丁目204番地	辻 八郎 金沢市森戸1丁目135番地11	平成22年4月1日

●金沢市告示第124号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成22年4月8日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成22年4月12日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市末町17の27番地7	長谷川 孝 広	男	昭和41年6月7日
金沢市旭町3丁目13番10号	原 美津代	女	昭和22年3月25日
金沢市天神町2丁目12番8号	山 森 基 永	男	昭和53年9月18日
金沢市兼六元町9番55号	奥 村 元 三	男	昭和40年3月6日
金沢市涌波3丁目6番30号	多 知 博 美	男	昭和34年2月20日
金沢市馬替2丁目202番地1	北 口 義 信	男	昭和28年8月28日
金沢市広岡2丁目5番11号	甲 斐 裕 章	男	昭和20年12月1日
金沢市増泉1丁目16番1号	奥 彦 嗣	男	昭和34年4月25日
金沢市長田2丁目13番15号	土 谷 広 明	男	昭和47年12月3日
金沢市白菊町13番4号	南 川 勝 治	男	昭和50年12月12日
金沢市増泉4丁目9番3号	柳 田 裕 介	男	昭和59年5月5日
金沢市西念2丁目23番18号	平 昭 男	男	昭和20年11月28日
金沢市割出町280番地8	田 村 昌 義	男	昭和22年2月1日
金沢市駅西新町1丁目12番20号	船 本 くみゑ	女	昭和33年1月6日
金沢市駅西本町3丁目6番13号	高 井 良 吉	男	昭和34年6月17日
金沢市北安江2丁目24番8号	中 西 竜 太	男	昭和51年5月8日
金沢市割出町538番地6	後 藤 勇 一	男	昭和38年1月30日
金沢市示野中町1丁目182番地	安 江 英 二	男	昭和27年1月29日
金沢市西念4丁目19番26号	熊 弘 法	男	昭和35年4月21日
金沢市北安江4丁目7番13号	清 水 秀 樹	男	昭和48年7月15日
金沢市諸江町中丁303番地1	室 塚 克 巳	男	昭和51年12月6日

●金沢市告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年4月12日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	

有限会社 香林会	金沢市野町1丁目3番15号	香林苑杜の里訪問介護センター	金沢市田上本町土地区画整理地内76街区39番地	平成22年3月1日
株式会社 岩倉建築設計	金沢市北安江4丁目1番27号	マナの家 涌波 デイサービス	金沢市涌波1丁目1番32号	平成22年3月1日
株式会社 岩倉建築設計	金沢市北安江4丁目1番27号	マナの家 涌波 ショートステイ	金沢市涌波1丁目1番32号	平成22年3月1日
株式会社 ふれあいの里	金沢市木越町レ31番地1	ショートステイ ふれあいの里	金沢市大浦町チ99番地1	平成22年3月15日

●金沢市告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 岩倉建築設計	金沢市北安江4丁目1番27号	居宅介護支援事業所 マナの家	金沢市涌波1丁目1番32号	平成22年3月1日

●金沢市告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と石川県知事である河川管理者（以下「河川管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

平成22年4月12日

金沢市長 山 出 保

1 兼用工作物

額22号三十苅住宅線3号、額22号三十苅住宅線4号、額26号四十万町西線3号と二級河川犀川水系高橋川の堤防とが相互に効用を兼ねる部分

2 兼用工作物の位置

高橋川 左岸 額22号三十苅住宅線3号 L=69.9m

下流：金沢市三十苅町戊30番1地先から

上流：金沢市三十苅町戊34番6地先まで

右岸 額22号三十苅住宅線4号 L=236.2m

下流：金沢市三十苅町丁101番11地先から

上流：金沢市三十苅町丁170番1地先まで

額26号四十万町西線3号 L=47.7m

下流：金沢市四十万町北イ30番1地先から

上流：金沢市四十万町北イ31番1地先まで

3 兼用工作物の管理

(1) 兼用工作物の新設（道路の付属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。ただし、路肩に接する法面で当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る

場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。

4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ河川管理者又は道路管理者と協議するものとする。

5 道路の占用料

道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。

6 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成22年4月12日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	更新登録年月日
52	株式会社 日立ビルシステム	東京都千代田区美土代町7番地	平成22年3月30日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成22年4月12日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
16	金沢市清掃 株式会社	金沢市東力2丁目47番地48番地	平成22年4月2日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により、次のとおり公告します。

平成22年4月12日

金沢市長 山 出 保

- 1 土地区画整理組合の名称
金沢市松村第二土地区画整理組合
- 2 解散の認可の年月日
平成22年4月5日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により公告します。

平成22年4月12日

一団地の名称	一団地の区域	認定年月日
市営額新町住宅4	額新町2丁目78番	平成22年3月31日

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第3号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成22年4月12日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

表中

工 芸 品	おうぎがたうめ えこうこう 扇形梅の絵香合	1合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定平成2年4月11日
古 文 書 典 籍	かえつのうぶんこ 加越能文庫	1件	金沢市玉川町2番20号 金沢市立玉川図書館	指定平成3年6月11日

を

工 芸 品	おうぎがたうめ えこうこう 扇形梅の絵香合	1合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定平成2年4月11日

に改める。

監 査 公 表

●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成22年4月12日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	玉	野	道雄
金沢市監査委員	中	西	利雄

1 包括外部監査

(その1)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 平成22年3月12日 |
| (2) 措置を講じた部局等 | 教育委員会学校教育部教育総務課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 平成19年4月9日（平成19年監査公表第14号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・私立幼稚園等運営費補助</p> <p>意 見 支出の適正について監督が必要である。</p> <p>意 見 補助金額の算定方法についての検討が必要である。 補助金の目的の明確化、それに応じた補助方法について検討が必要である。</p>	<p>私立幼稚園の所轄庁である石川県が各法人の管理監督のために使用する収支決算書の写しを、平成20年7月に提出させ、補助金収入と補助対象経費の支出について確認を行った。</p> <p>今後も、県に提出する収支決算書を市にも提出してもらい、支出の適正について監督していくこととする。</p> <p>教育条件の維持向上が主たる目的であることを明確化するため、人件費や教育研究費を多く必要とする幼稚園に対し、より効果的な補助となるよう、算定方法の見直しを行い、平成22年度交付分より幼稚園割及び学級数割の割合を変更する。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年3月12日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局文化交流部国際交流課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年4月9日（平成20年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・金沢国際交流財団</p> <p>意 見 ボランティア団体及び石川県との協働や、市との役割分担の見直し等により事業を整理し、より効率的な運営を図ることが望まれる。</p>	<p>事業の目的に合わせて、ボランティアを募集するとともに、平成20年度に石川県と共催で「多文化共生フォーラム」を実施した。さらに平成20年度から「地域コーディネーターセミナー」を開催し、地域において多文化共生事業を担う人材を育成している。</p> <p>今後も、民間の活力をより活用していく方向で事業の見直し等を継続して行い、効率性・経済性の高い運営に努めていく。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年3月12日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局市街地再生課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年4月9日（平成20年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・金沢まちづくり財団</p> <p>意 見 事業環境の変化により、事業が縮小されていく可能性が考えられ、民間でできる事業は民間に移行させ、その他の事業については他団体等と連携して効率的な運営を目指すことが望まれる。</p>	<p>平成21年5月に策定した中期収支計画において、区画整理事業の縮小が見込まれる平成24年度を目途に、業務量や内容に応じた適正な職員体制を整備するとともに、土地区画整理事業で培った技術を、まちなかの再整備で発揮できるよう新たな事業の展開を検討することとし</p>

<p>意 見</p> <p>今後の経営方針を明確にしておくためにも、中期の収支計画を策定するとともに、現在の余剰金の公益事業への運用計画も併せて策定する必要がある。</p>	<p>た。</p> <p>平成21年5月に中期収支計画を策定し、余剰金についても、公益的な役割を果たす上で重要な緑化推進事業の財源に充てる計画とした。</p>
--	---

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年3月12日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局歴史遺産保存部歴史建造物整備課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年4月9日(平成20年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・金沢職人大学校</p> <p>意 見</p> <p>職人のお茶教室など、本来の講座以外の事業においては、受講者の費用負担のあり方を含め、内容を厳選すべきである。</p>	<p>本来の講座以外の事業においては、「市民公開講座」や「職人のお茶教室」など、職人文化の伝承と普及啓発に不可欠なものに厳選して実施してきている。</p> <p>また、「市民公開講座」においては、従来より受講者から1回あたり実費相当である500円を徴収してきており、「職人のお茶教室」においても、平成21年度より1回あたり500円を徴収している。</p>

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年3月12日
- (2) 措置を講じた部局等 産業局観光交流課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年4月8日(平成21年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・金沢城おまつり広場開催事業委託</p> <p>意 見</p> <p>金沢城おまつり広場開催事業については、市民への説明責任を果たす観点から、費用と効果について、より一層の情報公開に努める必要がある。</p> <p>意 見</p> <p>金沢城おまつり広場開催委員会と百万石まつり実行委員会とは、目的が同一であることから、関係機関と協議のうえ、整理統合等について検討する必要がある。</p>	<p>平成21年度から広場に計測員を配置し、入場者数と居住地(市内外、県外等)の把握に努めるとともに、百万石まつり開催期間中の金沢城公園への入場者数を調査し、事業の詳細結果と併せて金沢市ホームページで公表した。</p> <p>百万石まつり実行委員会は、市、商工会議所に加え、主要な市民団体や警察、報道機関なども参画する大きな組織のため、百万石まつりで開催される百万石行列や百万石茶会などのイベント行事については、同実行委員会の下に部会を設置し、協議をしている。</p> <p>金沢城おまつり広場についても、平成23年度から同実行委員会の1部会(金沢城おまつり広場部会)としての実施ができないか、同実行委員会の構成団体等と検討している。</p>

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年3月12日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成21年4月8日(平成21年監査公表第8号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
・西部共同調理場調理業務等委託 指摘事項 西部共同調理場調理業務等委託契約については、長期継続契約方式による公募型指名競争入札を実施すべきである。	平成21年5月29日に公募型指名競争入札を実施し、落札業者と同年9月1日から5年間の長期継続契約を締結した。

(その7)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年3月12日
 (2) 措置を講じた部局等 都市整備局景観政策課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成21年4月8日(平成21年監査公表第8号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
・屋外広告物現況調査等委託事業 指摘事項 屋外広告物現況調査等委託事業においては、競争機会の確保の観点から、競争入札を実施すべきである。ある。	当該事業は、平成18年度から21年度の4年間で調査を終了するものである。今後、同様の調査を委託する際には、競争入札による執行としたい。

(その8)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年3月12日
 (2) 措置を講じた部局等 都市政策局情報政策課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成21年4月8日(平成21年監査公表第8号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
・住民記録(兼印鑑登録証明)オンラインシステム用端末機保守業務委託 意見 住民記録(兼印鑑登録証明)オンラインシステム用端末機保守業務委託については、事後評価等の実施により、年間の包括的な保守委託と個別の故障対応による場合を比較し、経費の妥当性を検証する必要がある。	平成21年4月より保守委託業者に作業報告とあわせ、個別故障対応した場合の経費を報告させており、年間の包括的な保守委託と個別の故障対応による場合との経費の比較を実施している。 なお、保守対象機器は20年度に更新し、5年リースで使用しており、今後使用年数が経過するにつれ、故障などの対応件数が増えると予想されることから、22年度以降も引き続き比較を行い、経費の妥当性を検証していく。

(その9)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年3月12日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会生涯学習部生涯学習課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成21年4月8日(平成21年監査公表第8号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・地区公民館管理運営業務料 意 見</p> <p>市は、地区公民館の基金・積立金等のペイオフ対策が適正に実施されるよう指導する必要がある。</p>	<p>平成20年度末の地区公民館主事研修において口頭・文書での指導を実施済みである。また、指導を受けて、ペイオフ対策を必要とした全館が預金口座の分割等を実施した。</p>

(その10)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年3月12日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉健康局長寿福祉課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年4月8日（平成21年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・金沢市生きがい情報作業センター施設管理運営費 意 見</p> <p>生きがい情報作業センターにおいては、指定管理者に対し、施設内の物品の保管状況及び異動等の報告を適正に実施するよう指導する必要がある。</p>	<p>指定管理者に対し平成21年8月に生きがい情報作業センター内の物品の点検を依頼し、その報告を受けました。また、今後は異動等の報告を適正に実施するよう指導しました。</p>

(その11)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年3月12日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局土木部道路管理課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年4月8日（平成21年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・市道幹線歩行者専用地下道清掃管理業務 意 見</p> <p>市道幹線歩行者専用地下道清掃管理業務においては、長期継続契約を締結するメリットや契約期間とともに、契約期間中に委託業務内容に大きな変更が生じないことを事前に検討したうえ契約を行う必要がある。</p> <p>・安全施設維持管理業務等委託 意 見</p> <p>安全施設維持管理業務等委託において、受託者は委託年度の業務計画書を作成・提出する義務があるが、過年度に長期計画書を提出したのみであるため、早期に委託年度の業務計画書の提出を指導する必要がある。</p>	<p>当該業務の対象施設は市道を横断する歩行者用の地下道であり、契約期間内に県道への移管等が生じた場合は、当然に変更しなければならないが、次期契約時は、期間内における移管や廃止等の可能性を確認し、可能性のある地下道を個別に発注するなど、契約後に大きな変更が生じないように努める。</p> <p>当該業務は長期の計画に基き実施しているが、契約は単年度毎に行っており、平成21年度より、委託年度における業務計画書を提出させている。</p>

(その12)

- (1) 措置通知があった年月日 平成22年3月12日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局交通政策部歩ける環境推進課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年4月8日（平成21年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・自転車等の放置防止対策及び手数料徴収業務委託 意見 放置自転車等の返還手数料においては、返還業務全体に要するコストと想定返還自転車等の台数を踏まえ、適正な水準を検討する必要がある。</p> <p>・金沢市営金沢駅第1自転車駐車場等管理業務委託、金沢市営西金沢駅前自転車駐車場等管理業務委託 意見 金沢市営自転車等駐車場のモニタリングとしての利用者アンケート調査の実施頻度を検討する必要がある。</p>	<p>返還手数料の積算は、撤去から返還までの一連の事務作業にかかる対応時間やその人件費を元に算定している。</p> <p>平成22年度予算編成時に、算定根拠を検証した結果、適正であった。今後も、毎年度検証していきたい。</p> <p>利用者アンケート調査の実施頻度の増加を指定管理者に要請し、これまで年1回だったものを、平成21年度から2回実施している。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第12号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年4月12日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 平成21年12月1日から平成22年2月28日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 46,940円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 64,210円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 48,860円

2 原料価格変動額 14,800円

算式 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）- 48,860円（1トン当たり平均原料価格）= 14,800円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 14,800円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から12.14円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

4 平成22年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	214円61銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	212円61銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	200円11銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	198円28銭

E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	193円28銭
---------------------------------	--------	---------

●金沢市公営企業告示第13号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年4月12日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成21年12月1日から平成22年2月28日までの平均原料価格

1トン当たり 64,210円

(2) 原料価格変動額 23,700円

算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）－64,210円（1トン当たり平均原料価格）＝23,700円（100円未満切捨て）

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－23,700円（原料価格変動額）/100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から48.35円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

(4) 平成22年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	372円95銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	363円85銭

2 瑞樹団地供給地点群

(1) 平成21年12月1日から平成22年2月28日までの平均原料価格

1トン当たり 64,210円

(2) 原料価格変動額 23,700円

算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）－64,210円（1トン当たり平均原料価格）＝23,700円（100円未満切捨て）

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－23,700円（原料価格変動額）/100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から48.35円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

(4) 平成22年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	373円3銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	363円93銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成21年12月1日から平成22年2月28日までの平均原料価格
1トン当たり 64,210円
- (2) 原料価格変動額 23,700円
算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 64,210円(1トン当たり平均原料価格) = 23,700円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 23,700円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から48.35円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成22年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	351円80銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	342円70銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成21年12月1日から平成22年2月28日までの平均原料価格
1トン当たり 64,210円
- (2) 原料価格変動額 23,700円
算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 64,210円(1トン当たり平均原料価格) = 23,700円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 23,700円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から48.35円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成22年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	395円41銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	386円31銭

公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第10条第1項の規定により、次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成22年4月12日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地	取消年月日
300	有限会社 海道設備工業	金沢市玉鉾2丁目405番地	平成22年3月25日

◎正 誤

○平成22年4月1日付け金沢市公報第2652号の2

頁	箇所	誤	正
1	上から17行目	技術管理課	道路建設課
	下から11行目	お客様サービス課	お客さまサービス課
8	上から8行目	理事長 開田 隆人	理事長 二俣 孝司

○平成22年3月23日付け金沢市公報第2651号

頁	箇所
3	上から9行目

誤									
一般	小	坂	37号	神谷内町子	72番	先から	旧	7.6～24.6	195
市道		神谷内東線	30号	神谷内町ヌ	90番	先まで	新	7.6～91.5	195
一般	小	坂	37号	神谷内町ト	137番	1先から	旧	6.4～19.3	92
市道		神谷内東線	31号	神谷内町リ	56番57番	合併先まで	新	6.4～19.3	94

正									
一般	小	坂	37号	神谷内町子	72番	先から	旧	7.6～24.6	195
市道		神谷内東線	30号	神谷内町ヌ	90番	先まで	新	8.4～91.5	195
一般	小	坂	37号	神谷内町ト	137番	1先から	旧	6.4～19.3	92
市道		神谷内東線	31号	神谷内町リ	56番57番	合併先まで	新	6.4～42.5	94

平成22年(2010年)4月12日 印刷
平成22年(2010年)4月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)